

えひめ地域産業力強化支援事業補助金 よくあるご質問

愛媛県中小企業団体中央会

No	Q	A
1	応募申請書類の提出方法	○郵送以外は受付しません。
2	補助金の対象【1】 ・洋式トイレの導入・改修 及び付随する工事費	○和式トイレ・男性用小便器の新規設置は対象外。 ○付随する工事は、洋式トイレ器具の設置費及びトイレ室内の付属配管工事等が対象。トイレ室外の工事は対象外。（汲取り式等の現在配管がない場合であっても同様。） ○洋式トイレ型への交換であれば汲取り式も対象。 ○和式トイレで段差がある場合があり、段差撤去工事は和式トイレの撤去費に含み対象外、その撤去後の壁面や床面の整備は洋式トイレの設置付随工事に含み対象。 ○洋式トイレから洋式トイレへの交換は、何らかの機能的改善がある場合に限り対象。 ○既設の洋式トイレに自動開閉装置や温水洗浄便座等を追加する場合も設置付随工事費を含み対象。 ○加えて、トイレの手洗器に自動水栓等を設置する場合も設置付随費を含み対象。
3	補助金の対象【2】 ・建物付属設備、 建物・構築物の区別	○基本的な考え方は、建物及び構築物は対象外、建物付属設備は、例えば、店用簡易装備等の工事のみで構成されるものを除き対象とします。 ※例：壁建ては対象外、間仕切板設置は対象。
	・プレハブ ※事務所・倉庫等の屋外へ設置するもののほか、工場内等の屋内へ設置するものを含む	○対象外。 ※建物又は構築物に該当するため、移動の可否を問わず対象外。
	・ウッドデッキのような地面に固定しないもの ※束石を置いた上に設置するものなど	○対象。 ※置いてある状態であるため、建物及び構築物に該当しない。
4	補助金の対象【3】 ・「建築中の施設に整備しようとする経費」 1. いつの時点で「建築中」か。 2. いつの時点が「建築完了」か。	○1. 応募申請日時点で建築中であれば対象外。 ○2. 工事完了時に交わされる「引渡証明書」又はそれに準ずる書類の記載日をもって完了と考えます。

5	補助金の対象について【4】 ・工事について	○工事のみの案件は対象外。 ○何らかの設備導入等が必要です。 ○工事は、設備の設置に付随する事として対象となります。
6	補助金の対象について【5】 ・ECサイトの新規構築	○新規開設が対象。 ○既設ECサイトがある場合も、全く新しいシステムへ再構築する場合は対象。 ○情報発信のみのホームページ作成は対象外(何らかのシステム導入が必要)。 ○ECサイトとホームページを同時に開設する場合、ECサイト部分のみが対象。 ○楽天やamazonのようなオンラインモールへの出店にかかる経費は対象外。 ○例えばサービス業のオンライン予約・サービス管理・決裁のようなシステム導入はECサイトとみなして対象。 ○ウェブサーバ利用料金のような月額経費※は対象外。 ※開発費とまとめられて年払になっているような場合も対象外。
7	補助金の対象について【6】 ・複数の機器がセットで1つの装置として稼働する設備 ※例：非接触型レジシステムの中に対象外の「タブレット」機器が含まれる場合など	○対象外経費は理由を問わず対象外のため、左の例の場合、タブレット本体(OS含む)の金額を除外した額が対象。インストールされるレジソフトウェアは対象。 ○これらの場合、見積書にて当該金額を除外して表示する必要があります。
8	補助金の対象について【7】 ・設備の設置に伴う旧設備の撤去費や処分費	○旧設備を取り外す工事費や処分する費用は対象外。 ○見積書で、工事費の中にまとめて記載されることがありますが、その場合は撤去・処分費を除いた額に見積書を作り直す必要があります。
9	補助金の対象について【8】 ・設備の導入に付随する工事費	○対象設備等の導入と不可分な工事を対象。 ※例：換気設備・空調設備の取付工事や電気工事、洋式トイレの設置工事や室内配管工事 等 ※例：換気設備を新設するうえで壁に開口部を設ける必要がある場合など、行わなければ設置できない工事については対象とします。 ※必要な工事であっても例えば基礎工事のような建物及び構築物となる工事は対象外。
10	補助金の対象について【9】	○例えば複数人による手作業工程の自動化や工

	・密を避けるための生産設備（自動機械等）導入	程間の運搬等の機械化等、作業者の作業環境の密な状態を回避するための機械装置等が対象。
11	補助金の対象について【10】 ・空気清浄機（ウイルス対策が可能なもの）	○カタログ等にウイルス対策可能とうたっているものが対象。 ※添付書類のカタログ等にて確認します。
12	補助金の対象について【11】 ・空調設備（空気清浄機能（ウイルス対策が可能なもの）付き）	○対象。 ※ウイルス対策が可能なものに限る。空気清浄機と同様にカタログ等にて確認を行います。 ○室内機及び室外機の設置工事並びに必要な電気工事は付随工事として対象。
	・空調設備（換気機能付き）	○対象。
13	補助金の対象について【12】 ・販路開拓を主目的に導入される設備	○対象外。 ○密の回避・新たなビジネススタイル定着のための補助金であり目的が異なります。
14	補助金の対象【13】 ・車両について	○次のいずれにも当てはまる車両のみ対象。 ・事業所及び作業場内のみ走行 ・ナンバープレートが無く、公道を自走不可 ○キッチンカーや移動販売車両、宅配車両は販促用につき対象外。
15	見積書について	○対象設備等の是非を審査するため、内訳や明細が表示された見積書を添付してください。 ○複数設備や付随工事等をまとめて一式と表示したものなどは不可とします。 ○有効期限に注意してください。 ※発注時に期限切れは不可。
16	「合見積書」について	○合見積書の提出は不要です。 ※実績報告時と同じ
17	応募書類に不備がある場合の取扱い	○提出された応募書類を全て返送します。不備の箇所を示す書類を同封しますので、書類の修正等を行い、再度提出してください。 ○応募書類の差し替えは行いません。
18	設備代金等の支払い	○オンラインバンキング利用可。 ○その場合、実績報告時に振込完了を示す画面を出力し、提出する必要があります。